

定 款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、一般財団法人イマジン財団と称し、英文では、I M A G I N E Foundationと表示する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

(目 的)

第3条 当法人は、「I M A G I N E =想像すること」を原点に、「芸術と技術」を融合することで、地球の未来と子供達のために「愛と平和」に満ちたやすらかな社会の実現を目指し、想像性溢れる人や活動を支援することを目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。

一、芸術分野

当法人の目的と関わるアーティストのメッセージや作品、遺品などを収集、保存、展示、継承するライブラリー、ミュージアム等を企画、設計、運営する。

二、技術分野

当法人が目指す芸術・文化・教育・福祉・環境各分野の活動をより効果的に進める技術の発掘、活用、連携を提唱し、製品化、普及の支援を行う。

三、環境・植樹分野

当法人の目的につながる「持続可能な地球」を促す活動を支援し、国際連合機関の提唱する水やエネルギー、自然との共生の大切さを音楽やアートの力で訴求する啓蒙活動、世界の海岸線の浄化、桜の植樹などの取組みを行う。

四、教育・福祉分野

- ①才能と想像力がありながら埋もれているアーティストやアスリート、クリエイター、アニソンシンガー等の人材を発掘、育成し、その想像力を支援する活動を行う。
- ②最貧国の子供達に対し、文具、楽器等の提供から学校建設までを視野に入れた教育、福祉、衣食住などの格差を解消する人道支援活動を行う。

五、エンタテインメント分野

当法人の目的を表現するアーティスト縄文士などの音楽、小説、漫画、アート、映像、ミュージカル、映画などの企画、制作、公開を行う。

六、外国人技能実習生の監理

当法人の目的につながる建築、農業などの技術に関する発展途上国等海外からの人材を受け入れる外国人技能実習制度により育成、監理を行う。

七、シンクタンク活動

平和が永く続いた縄文時代や神道、日本文化の研究など当法人の目的と関わるテーマのリサーチ・分析を行い、シンクタンクとして企業・団体・大学等からの受託研究、レポート提言活動を行う。

八、エンタテインメント分野

当法人の目的を表現するアーティスト縄文土などの音楽、小説、漫画、アート、映像、ミュージカル、映画などの企画、制作、公開を行う。

九、その他、前各項に関連する当法人の目的の実現に寄与する各種事業を行うにあたり、企業、団体、投資家などからの寄付を受け、その寄付の趣旨に即した適正な財団運営を行う。

第2章 資産及び会計

(事業年度)

第4条 この法人の事業年度は、毎年9月1日に始まり翌年8月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第5条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度開始の日の前日までに、代表理事が作成し、理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

② 前項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第6条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時評議員会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第5号までの書類については承認を受けなければならない。

- 1 事業報告
- 2 事業報告の附属明細書
- 3 貸借対照表
- 4 損益計算書（正味財産増減計算書）
- 5 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

- ② 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間、また、従たる事務所に3年間備え置くとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に備え置くものとする。

第3章 評議員

(評議員)

第7条 この法人に評議員3名以上を置く。

(評議員の選任及び解任)

第8条 評議員の選任及び解任は、評議員会において行う。

(任期)

第9条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

- ② 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

- ③ 評議員は、第8条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員に対する報酬等)

第10条 評議員の報酬は、無報酬とする。

第4章 評議員会

(構成)

第11条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第12条 評議員会は、次の事項について決議する。

- 1 理事及び監事の選任及び解任
- 2 理事及び監事の報酬等の額
- 3 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
- 4 定款の変更
- 5 残余財産の処分
- 6 その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第13条 評議員会は、定時評議員会として毎年度8月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招 集)

第14条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

- ② 評議員は、代表理事に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決 議)

第15条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- ② 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- 1 監事の解任
- 2 定款の変更
- 3 その他法令で定められた事項

- ③ 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第18条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第16条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

- ② 議長及び出席した理事は、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役 員

(役員設置)

第17条 この法人に、次の役員を置く。

- 1 理事 3名以上
- 2 監事 1名

- ② 理事のうち2名以内を代表理事とする。

(役員選任)

第18条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- ② 代表理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第19条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- ② 代表理事2名が、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表する。理事のうちその業務を執行する業務執行理事は、本法人の業務を分担執行する。

(監事の職務及び権限)

第20条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- ② 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第21条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

- ② 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
- ③ 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- ④ 理事又は監事は、第18条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第22条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- 1 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき
- 2 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき

(報酬等)

第23条 理事及び監事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、評議員会の決議によって定める。

第6章 理事会

(構成)

第24条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権 限)

第25条 理事会は、次の職務を行う。

- 1 この法人の業務執行の決定
- 2 理事の職務の執行の監督
- 3 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職

(招 集)

第26条 理事会は、代表理事が招集する。

- ② 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決 議)

第27条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- ② 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第197条において準用する同法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第28条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- ② 出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 定款の変更

(定款の変更)

第29条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

- ② 前項の規定は、この定款の第3条及び第9条についても適用する。

第8章 公告の方法

(公告の方法)

第30条 この法人の公告は、官報に掲載してする。

第9章 附 則

(設立者の氏名、住所及び拠出する財産)

第31条 この法人の設立者の氏名、住所及び設立に際して拠出する財産は、次のとおりである。

大場佳文

(設立時の役員等)

第32条 この法人の設立時評議員、設立時理事及び設立時監事は、次の通りとする。

設立時評議員	栗野廣
設立時評議員	杉本尚樹
設立時評議員	田中宏和
設立時理事	大場佳文
設立時理事	清水壮吉
設立時理事	田村勝
設立時理事	福田敏男
設立時理事	徳山雅士
設立時理事	迫慶一郎
設立時監事	下村昇治

(設立時の代表理事)

第33条 この法人の設立時代表理事は設立時理事の互選によって定めるものとする。

(最初の事業年度)

第34条 この法人の最初の事業年度は、この法人成立の日から平成31年9月30日までとする。

(定款に定めのない事項)

第35条 この定款に定めのない事項については、すべて一般社団法人及び一般財団法人に関する法律その他の法令の定めるところによる。

以上、一般財団法人イマジン財団を設立のため、設立者大場佳文の定款作成代理人である司法書士渡 邊 央は、電磁的記録である本定款を作成し、電子署名する。

平成30年10月1日

設 立 者 大 場 佳 文

上記設立者の定款作成代理人

東京都渋谷区渋谷一丁目1番7号

司法書士 渡 邊 央